

民生教育常任委員会会議録

- 1 日 時 令和2年12月11日(金)
午前9時57分～午前10時24分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 大久保主計 副委員長 菊地昌夫
委員 笹森波 委員 大泉徳子
委員 荒川洋平 委員 郷内良治
委員 長南良彦
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 健康福祉部長 小林喜幸
出席をした 健康福祉部次長兼 早坂浩輝
者の職氏名 社会福祉課長 加藤公一
こども支援課長 宇田孝康
介護長寿課長 下山常恵
保険年金課長 中山聖子
健康福祉部企画員兼 新開潤一
こども支援課長補佐 松浦良勝
社会福祉課長補佐 阿部克法
介護長寿課長補佐 長田雄志
介護調整係長 朽木康裕
障がい福祉係長 川上真理子
こども支援課主幹兼 子育て支援係長
介護長寿課主幹兼 介護管理係長

兼 幹 主 課 年 金 保 險
長 係 保 險 健 康 國 民
香 里 木 々 佐

6 事務局職員 事務局 長 相 澤 幸 也
主 査 丹 野 宏 俊
主 査 大 宮 透

7 付議事件

- (1) 議案第97号 名取市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第98号 名取市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第118号 指定管理者の指定について
- (4) 議案第119号 指定管理者の指定について

午前9時57分 開会

○委員長（大久保主計） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから民生教育常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、健康福祉部長、及び担当課長等の出席を求めておりますので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第97号 名取市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第97号 名取市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。よって、議案第97号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号 名取市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） 第5条のところで伺います。主任介護支援専門員を確保することが著しく困難であるときと記載がありますが、確保されるまでの猶予期間は設けるのかお尋ねします。

○委員長（大久保主計） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（宇田孝康） 主任介護支援専門員を確保するまでの猶予期間ということですが、1年間を想定しているところです。

○委員長（大久保主計） 大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） 主任介護支援専門員は、他の介護支援専門員のまとめ役を担うということですが、確保できない場合の選任方法などの規定があればお尋ねします。

○介護長寿課長（宇田孝康） 確保できない場合は、主任介護支援専門員に代わり、複数の介護支援専門員がいる中で、経験などを踏まえて選ばれることになると思います。管理者としては、主任介護支援専門員が選ばれるまでの間、経験年数などで立場の近い人が選ばれるのではないかと捉えています。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 今回、主任介護支援専門員が不足しているという現状を踏まえて臨時的な措置を取られるものと思います。どういった試験や経験などを踏まえると主任という資格を得られるのか詳しく伺いたいと思います。

○委員長（大久保主計） 答弁、介護管理係長。

○介護管理係長（川上真理子） 主任介護支援専門員ですが、おおむね5年以上の一定の実務経験があり研修を受けた者になることができるとされています。

○委員（長南良彦） 5年以上の経験を踏まえ、一定の知識を得られた方が責務に就かれるということかと思えます。現状、そういった方が不足しているために資格を持たない方でも、令和9年3月31日までの間に対応できるということだと思うのですが、経験のない方が業務を担うことで、多少なりとも影響が出てくるものかと思えます。その場合の事業所の体制のチェックなどはどのように取り組まれるかお伺いします。

○委員長（大久保主計） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（宇田孝康） 主任介護支援専門員がいない場合ということになるかと思えますが、基本的にケアマネジメントを行う方々になるので、その

中で事務所の管理業務を担うのが誰かということになるわけです。

国としては主任介護支援専門員が適当であるということで、今回の改正になるわけですが、今までも主任介護支援専門員が管理者として従事している事業所は数多くありますし、そうでない場合もある程度の経験を積まれた方が管理者になっているため、現状特に大きな問題はないものと捉えています。

今回の改正によって、管理者は主任介護支援専門員が管理者になるべきとなり、どうしても後任がない不測の事態や後任が主任介護支援専門員にならない場合は、届出が必要となりますので、その中で事業所の管理体制を確認、指導していきたいと考えています。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。菊地昌夫委員。

○委員（菊地昌夫） 今回の条例の改正は、やむを得ない理由ということで緊急を要する場合のために決めておかなければならないものだと思います。従来の主任介護支援専門員が特別な事情がなくなって復帰ができる場合、復帰に関する決め事がありますでしょうか。

○委員長（大久保主計） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（宇田孝康） 管理者の方が何かの都合によって業務が担えなくなった場合に後任の方が選ばれるわけですが、その事情が解消し、改めてその方を管理者に指名するのか、他の方が担うのかは事業所が判断すべきものになると思います。市としては、管理者が誰になりどういう資格を持っているのかは当然確認していくものになりますが、管理者の指名は事業所での判断となるものと捉えています。

○委員長（大久保主計） 菊地昌夫委員。

○委員（菊地昌夫） 変更となった場合、次の変更までにどれくらいの期間を経なければならぬなどといった決め事がありますでしょうか。

○委員長（大久保主計） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（宇田孝康） 交代の時期についての規定はありません。事業所での判断となります。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。郷内良治委員。

○委員（郷内良治） 介護支援専門員が管理者となった場合の任期はあるのでしょうか。任期はなく延々と管理者を担うということになるのでしょうか。

○委員長（大久保主計） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（宇田孝康） どうしても主任介護支援専門員が確保できない場合、介護支援専門員が管理者を担うわけですが、その期間は1年間をみておられます。その1年の間に確保できない場合、事情は伺いますが、事業の休止ということになると思います。

○委員長（大久保主計） 郷内良治委員。

○委員（郷内良治） 主任介護支援専門員がその1年間の間に入ってくればすぐに交代しなければならないという規定はあるのでしょうか。

○委員長（大久保主計） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（宇田孝康） 不測の事態で介護支援専門員が管理者となっている場合、1年間の猶予を設け、その中で事業所が新たに管理者を任命することになります。市としては新たな主任介護支援専門員を雇用したか即座にはわかりませんので、届出をもって判断するしかないと考えております。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第98号 名取市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。よって、議案第98号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第118号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。菊地昌夫委員。

○委員（菊地昌夫） 実際に現地調査でみのり園に行った際にも伺ったのです

が、いわゆるコロナ禍において就労支援B型の事業所に対する、国の補助金等による支援は受けていないということでした。市で認識されている国の支援の有無についてお伺いします。

○委員長（大久保主計） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（早坂浩輝） そういった支援があれば市にも通知等がありますが、通知等は来ておりません。このことから、国の支援はないものと認識しています。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） 令和元年度のモニタリング調査の結果を拝見しますと、市の評価もおおむね優良とされており、非公募で起案による指定管理であるということでした。その中の課題としまして、送迎を開始することを考えており、就労事業所として利用者の意欲を低下させないよう進めることが望ましいが、慎重に検討するとありました。先日、現地調査をした折に来年度から送迎を開始したいというお話もいただきました。市としては、これからの指定管理に伴い送迎に関してはどのように盛り込むのか伺います。

○委員長（大久保主計） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（早坂浩輝） 先般の現地調査の際にも理事長から送迎を検討しているという話があったことは聞いています。まだ具体的にどのような形で行うかを社会福祉法人みのり会の中で考え方がまとまっていないようですので、内容を確認した後に、市として何ができるのかを検討していく流れになると認識しております。今のところ、先般の話を受けて検討している事項はありません。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 今回の指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日の5年間となっています。こういった施設の指定管理の契約に当たり、5年間という期間は決まっているものなのか、新規、継続の別により契約の期間は変わるものなのか伺います。

○委員長（大久保主計） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（早坂浩輝） 指定管理者制度そのものは条例等で定められておりますが、今回の指定管理に当たりましては安定した運営をしていただきました

いということ踏まえて社会福祉法人みのり会にみのり園の運営を5年間お願いしたいと考えているところです。

○委員長（大久保主計） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） この5年の間に万が一、事業者の都合で契約を解除するということがあった場合にどのようなペナルティーが発生するのか伺います。

○委員長（大久保主計） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（早坂浩輝） 途中で指定管理者から業務を引き受けられなくなったと申し出があった場合のペナルティーということですが、ある日突然に辞めますということはなく、ある程度事前にこの時期までという相談もあるかと思えます。考えられるルールの中ではペナルティーという規定はなかったものと認識しておりますが、その時の状況に応じて条例等の確認をしながら対処していきたいと考えております。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第118号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。よって、議案第118号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第1119号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。荒川洋平委員。

○委員（荒川洋平） 今回の児童センターの指定管理にあたり、先ほどのみのり園もそうでしたが指名をしての指定管理ということです。本来、市内に管理ができるNPOや事業者が様々いれば公平な競争のもと指定管理者を指定する

ことが必要であると思います。今回の子育て応援団ゆうわ以外に市内で児童センターの事業を担えるNPOや事業者を市として把握しているのか伺います。

○委員長（大久保主計） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 市内において児童センターの指定管理者を担える団体は他にないものと捉えておりますが、仙台市などの市外にはあるものと捉えております。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第119号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。よって、議案第119号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第97号、議案第98号、議案第118号及び議案第119号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については委員長に一任することに決しました。

以上で付託議案の審査を終わります。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時24分 散会

令和2年12月11日

民生教育常任委員会

委員長 大久保 主計